

令和 7 年度技能検定（随時に実施する 2 級、随時に実施する 3 級、基礎級）実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示します。

令和 7 年 3 月 3 日

福井県知事 杉 本 達 治

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

実施する検定職種（作業）及び等級区分は次のとおりとします。

随時に実施する 2 級、3 級及び基礎級

職種名	作業名
casting	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業

紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
家具製作	家具手加工作業
紙器・段ボール箱製造	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
パン製造	パン製造作業
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
建築大工	大工工事作業
かわらぶき	かわらぶき作業
とび	とび作業
左官	左官作業
タイル張り	タイル張り作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	シーリング防水工事作業
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業

サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
工業包装	工業包装作業

2 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

実技試験の手数料は、検定職種ごとに次のとおりです。

検定職種	手数料
機械検査、婦人子供服製造	15,200 円
上記以外の職種	18,200 円

イ 実施期日

実技試験は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途福井県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途福井県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表します（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがあります）。

(2) 学科試験

ア 手数料

3,100 円

イ 実施期日

学科試験は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途福井県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途福井県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

※詳しくは、福井県職業能力開発協会が配布する技能検定受検案内を確認してください。

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（パスポート及び在留カードの写し）を添付）
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合はその資格を証する書面
- ウ 下位等級の合格証書等の写し（随時2級及び随時3級の受検申請時のみ）

(2) 提出先

福井県職業能力開発協会

所在地 〒910-0003 福井市松本 3-16-10 職員会館ビル 4階

電 話 0776-27-6360

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前までです。

(4) 受検申請に関する注意

技能検定受検申請書の用紙は、福井県職業能力開発協会で交付します。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を福井県職業能力開発協会が定める方法で納付してください。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福井県職業能力開発協会が書面で通知します。

(2) 技能検定合格証書等の交付

2級、3級及び基礎級の技能検定の合格者には、都道府県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

7 その他

本公示の随時2級、随時3級、基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものです。

不明な点については、福井県職業能力開発協会（電話 0776-20-6360）又は福井県産業労働部労働政策課（電話 0776-20-0388）までお問い合わせください。